

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその欄記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは「これを加える」。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(別表) 1. ～22. [略]</p> <p>23. アブドゥラヒ・オスマン・モハメド・カドウ (別名：(a)カブドゥラヒ・クスマン・アサド・カドウ、(b)ダガダ、(c)ラテラカダ、(d)インジニア・イスマシール、(e)エンジニア・イスマシール) ABDULLAHI OSMAN MOHAMED CADDOW (a.k.a.: (a)Cabdullahi Gusman Maxamed Caddow (b)Dhagacade (c)Faracade (d)Injineer Ismaaciil (e)Eng. Ismail) 国籍：ソマリア 住所：ソマリア 性別：男性 国連安全保障理事会決議第1844号 (2008年) 8(a) [2008年8月18日のジュネ合意、その政治過程を脅かす行為、ソマリア暫定連邦機関 (TFIs) やソマリ邦連合ソマリヤ・ミツシヨフ (AMISOM) を脅かす行為を含む、ソマリヤの平和、安全、安定を脅かす行為に加担ないし支援を行っている] に従ってリストに記載。アブドゥラヒ・オスマン・モハメド・カドウは、[Eng. Ismail] としても知られるアル・シャバーブの上級爆発物専門家であり、組織の爆発物管理と製造を行い、ソマリヤの平和、安全及び安定を脅かす行為に関わってきた。同人は、2008年にモガディシユのアル・シャバーブとアル・カーテイクのメンバー部門に加わり、2014年にジリダ、アリス、サーコウ、サラグル、クニヨ・バロー、アラボウにおいて、いくつもの爆発物準備センターで活動するクルーの爆発物製造ユニットのメンバーとなり、68人のアル・シャバーブ工作員からなるチームを指揮し、年間約600万ドルの爆発物製造資材を密輸している。同人对するインターネット (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク： https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UIN-Notices-Individuals 機密 検中G [] の記号を付記し加える。</p>	<p>(別表) 1. ～22. [同左]</p> <p>1. ～22. [新設]</p>																								
<p>令和4年度技術士第一次試験 (機械部門) 合格者 官報 (令和5年2月27日 (号外第39号)) において公告された令和4年度技術士第一次試験合格者に加え、令和4年度技術士第一次試験 (機械部門) の合格者を次のとおり公告する。 令和5年8月4日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>受験番号</th> <th>氏名</th> <th>受験番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>菅 宏介</td> <td>01B00526</td> <td>鳥居 元彰</td> <td>01B00645</td> </tr> <tr> <td>紺谷 祐介</td> <td>01B00780</td> <td>中島 愛子</td> <td>01C00059</td> </tr> <tr> <td>栗原 朗慶</td> <td>01C00237</td> <td>柴田 智輝</td> <td>01C00319</td> </tr> <tr> <td>大城隆三郎</td> <td>01E00286</td> <td>今宮 圭一</td> <td>01J00021</td> </tr> <tr> <td>安藤 翼</td> <td></td> <td>石山 陵司</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>機械部門</p>	氏名	受験番号	氏名	受験番号	菅 宏介	01B00526	鳥居 元彰	01B00645	紺谷 祐介	01B00780	中島 愛子	01C00059	栗原 朗慶	01C00237	柴田 智輝	01C00319	大城隆三郎	01E00286	今宮 圭一	01J00021	安藤 翼		石山 陵司		<p>社会福祉士国家試験の施行 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号。以下「法」という。) 第6条の規定により、第36回社会福祉士国家試験を次のとおり施行する。 令和5年8月4日</p> <p>厚生労働大臣 加藤 勝信</p> <p>1 試験期日 令和6年2月4日 (日曜日) 2 試験地 北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵</p> <p>3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、社会調査の基礎、相談援助の基礎と専門職、相談援助の理論と方法、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、福祉サービスの種類と経営、社会保障、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度及び更生保護制度</p> <p>兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県 ただし、試験地の事情により、近隣の試験地に変更することがある。</p>
氏名	受験番号	氏名	受験番号																						
菅 宏介	01B00526	鳥居 元彰	01B00645																						
紺谷 祐介	01B00780	中島 愛子	01C00059																						
栗原 朗慶	01C00237	柴田 智輝	01C00319																						
大城隆三郎	01E00286	今宮 圭一	01J00021																						
安藤 翼		石山 陵司																							

官 庁 報 告

国 際 誌 録

氏名	受験番号	氏名	受験番号
菅 宏介	01B00526	鳥居 元彰	01B00645
紺谷 祐介	01B00780	中島 愛子	01C00059
栗原 朗慶	01C00237	柴田 智輝	01C00319
大城隆三郎	01E00286	今宮 圭一	01J00021
安藤 翼		石山 陵司	

文部科学大臣 永岡 桂子

機械部門

なお、精神保健福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス及び権利擁護と成年後見制度の試験が免除される。

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記の方法により行う。
なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チャエツク解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。

(2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は150問、総試験時間数は240分とする。

(3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）、大学院若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。以下「4年制専修学校」という。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者（令和6年3月31日までに卒業し、又は修了する見込みの者を含む。）又は大学において指定科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者、並びに同法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において相談援助実習指導及び相談援助実習（以下「実習科目」という。）を除く指定科目を修めて卒業し、若しくは修了し、又は同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められ、その後、同法に基づく大学、大学院、短期大学又は専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「大学等」という。）において実習科目を修めた者（令和6年3月31日までに修める見込みの者を含む。）

なお、指定科目は次のとおり（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条に規定する科目）であること。ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する施設（以下「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑭までに掲げる科目とする。

- ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
- ② 現代社会と福祉
- ③ 社会調査の基礎
- ④ 相談援助の基礎と専門職
- ⑤ 相談援助の理論と方法
- ⑥ 地域福祉の理論と方法
- ⑦ 福祉行政と福祉計画
- ⑧ 福祉サービスの組織と経営
- ⑨ 社会保障
- ⑩ 高齢者に対する支援と介護保険制度
- ⑪ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- ⑫ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
- ⑬ 低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑭ 保健医療サービス
- ⑮ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目
- ⑯ 相談援助実習
- ⑰ 相談援助実習指導
- ⑱ 相談援助実習

(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）、専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）、若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）（以下「3年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）又は3年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事したもの（令和6年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。）

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）（以下「2年制短大等」という。）において指定科目を修めて卒業した者又は2年制短大等において実習科目を除く指定科目を修めて卒業し、その後、大学等において実習科目を修めた者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和6年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

(4) 学校教育法に基づく大学、大学院若しくは4年制専修学校において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業し、若しくは修了した者又は大学において基礎科目を修めて、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、同法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に規定する科目）であること。

- ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
- ② 社会調査の基礎
- ③ 相談援助の基礎と専門職
- ④ 福祉行政と福祉計画
- ⑤ 福祉サービスの組織と経営
- ⑥ 社会保障
- ⑦ 高齢者に対する支援と介護保険制度
- ⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

⑨ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

⑩ 低所得者に対する支援と生活保護制度

⑪ 保健医療サービス

⑫ 就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

(5) 3年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 2年制短大等において基礎科目を修めて卒業した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関の課程を修了した者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したものを（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事であつた期間が4年以上となつた後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(9) 学校教育法に基づき大学を卒業した者又は施行規則第1条の2第3項に規定する者であつて、法第7条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等(以下「社会福祉士一般養成施設等」という。)において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(10) 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)を卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。)又は施行規則第1条の2第6項に規定する者であつて、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(11) 学校教育法に基づき短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条の2第9項に規定する者であつて、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

(12) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者(令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。)

6 受験手続
 (1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
 ア すべての受験者が提出する書類等
 (ア) 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍(日本国籍を有しない者については、住民票)に記載されている文字を使用すること。
 (イ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート(除券)サイズ(縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ 精神保健福祉士である者であつて、試験科目の免除を申請するものが提出する書類
 精神保健福祉士登録証の写し

ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類
 大学の長の発行に係る卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類
 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長(所長等)の発行に係る実務経験証明書又は実務経験見込証明書

オ 5の(4)、(5)、(6)、(7)又は(8)に該当する者が提出する書類
 社会福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

カ 5の(9)、(10)、(11)又は(12)に該当する者が提出する書類
 社会福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

キ 5に該当する者で、第10回以降の社会福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者(卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、

指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書を提出していないものを除く。)にあつては、当該受験票の提出をもって、卒業証明書(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面)若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書の提出に代えることができる。

イ 受験に関する書類の受付期間、提出場所等に定めるものを除き、令和5年9月7日(木曜日)から令和5年10月6日(金曜日)までの間に、試験センターに提出すること。

ウ 受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便により、令和5年10月6日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時30分から午後5時までとする。

オ 過去の社会福祉士国家試験で受験票の交付を受けた者であつて、受験資格を証する書類を提出した者は、インターネットによる受験申込みをすることができる。インターネットによる受験申込みは、令和5年9月7日(木曜日)から令和5年10月6日(金曜日)までの間に、試験センターのホームページより申込手続きを行ったものに限って受け付ける。

カ 初めて試験を受けようとする者は、受験資格を証する書類の提出が必要であるため、インターネットによる受験申込みをすることができない。

キ 受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更が生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を試験センターへ届け出ること。ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

(3) 受験手数料
 ア 受験手数料は、19,370円とする。ただし、第26回精神保健福祉士国家試験を同時に受験することを申請する者は16,840円、精神保健福祉士である者であつて試験科目の免除を申請する者は16,230円とする。それぞれば該当する受験手数料の額を試験センターにコンビニエンスストア等から納付すること。この場合において、コンビニエンスストア等に支払う手数料は受験申込者の負担とする。

イ 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
 (4) 日(金曜日)に投函し郵送により交付する。合格基準の考え方 次の2つの条件を満たした者を試験の合格者とする。
 (1) 問題の総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

(2) (1)を満たした者のうち、以下の18科目群(施行規則第5条の2の規定による試験科目の免除を受けた受験者にあつては7科目群)すべてにおいて得点があつた者であること。
 ① 人体の構造と機能及び疾病 ② 心理学理論と心理的支援 ③ 社会学理論と社会システム ④ 現代社会と福祉 ⑤ 地域福祉の理論と方法 ⑥ 福祉行政と福祉計画 ⑦ 社会保障 ⑧ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ⑨ 低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑩ 保健医療サービス ⑪ 権利擁護と成年後見制度 ⑫ 社会調査の基礎 ⑬ 相談援助の基礎と専門職 ⑭ 相談援助の理論と方法 ⑮ 福祉サービスの組織と経営 ⑯ 高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑰ 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ⑱ 就労支援サービス、更生保護制度

8 合格者の発表
 (1) 試験の合格者は、令和6年3月5日(火曜日)午後、試験センターのホームページにその受験番号を掲載して発表する。
 (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和6年3月8日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

9 合格者の発表
 (1) 試験の合格者は、令和6年3月5日(火曜日)午後、試験センターのホームページにその受験番号を掲載して発表する。
 (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和6年3月8日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

10 合格者の発表
 (1) 試験の合格者は、令和6年3月5日(火曜日)午後、試験センターのホームページにその受験番号を掲載して発表する。
 (2) 合格者には、社会福祉士国家試験合格証書を令和6年3月8日(金曜日)に投函し郵送により交付する。

(3) 卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書提出した者は、令和6年3月31日(日曜日)までにそれぞれに定める受験資格を満たすことを条件として合格させることとし、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務経験証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。6の(1)のウからカに示した期日までに当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

9 受験の申込みに必要な書類の請求 受験の手引、受験申込書、私込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合ははがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数(社会福祉士受験の手引〇人分請求)と記載すること。なお、インターネットによる受験申込みを行う場合は、受験の手引等がなくても申込みことができる。

10 その他
 (1) 試験の詳細については、試験センターのホームページ又は試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。
 (2) 受験の際し、障害がある等のため別室の設定、手話通訳者の配置等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時に配慮の申請をすること。

11 試験に関する照会先 公益財団法人社会福祉振興・試験センター 東京都渋谷区渋谷1丁目5番6号 郵便番号 150-0002 電話番号 03 (3486) 7521 (平日午前9時30分から午後5時) 試験案内専用電話番号 03 (3486) 7559 (音声案内) ホームページ <https://www.sssc.or.jp/>

社会福祉士試験委員の公告
 第36回社会福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。
 令和5年8月4日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

試験委員長 岩崎 晋也
 副委員長 川松 亮
 委員 鶴岡 素生 潮谷 有二 武川 正吾
 福田 和弘 西田 康太 野村 豊子
 青井 夕貴 安達 正嗣 新井 和民
 井口健一郎 石川 剛崎 幸友 大熊 あり
 大谷 京子 岡崎 金子 奥西 栄介
 片岡 靖子 金子 充 金子 恵美
 鈴木奈津子 川村 岳人 菊地 英明
 木戸 宜子 衣笠 葉子 渡田千賀子
 岸山 太 左藤 博 清水 恵介
 清水 正美 新保 祐光 鈴木 忠義
 高橋 正晋 須藤 昌寛 清山 忠義
 高野 有記 高野 龍昭 高野八千代
 展野 文理 竹中麻由美 田嶋 英行
 土屋 典子 藤間 公太 樽井 康彦
 富永 忠祐 内藤佳津雄 戸田 典樹
 永田 祐 永野 仁美 中島 修
 西村 淳 長谷川洋昭 中矢亜紀子
 平野 寛弥 福島喜代子 林 健太郎
 眞榮城和美 松本 望 福島 豪
 八島 妙子 山田 勝美 村山浩一郎
 米村 千代 和田上貴昭 山本 渡辺久里子

精神保健福祉士国家試験の施行
 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号。以下「法」という。)第6条の規定により、第26回精神保健福祉士国家試験を次のとおり施行する。
 なお、試験の実施に関する事務は、法第10条第1項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人社会福祉振興・試験センター(以下「試験センター」という。)が行う。
 令和5年8月4日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

1 試験期日 令和6年2月3日(土曜日)及び4日(日曜日)
 2 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県
 3 試験科目 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度。

福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム
 なお、社会福祉士である者については、その申請により上記試験科目のうち、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、福祉行政と福祉計画、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度の試験が免除される。

4 試験の方法
 (1) 試験は、筆記の方法により行う。
 なお、障害のある者等については、その申請により点字問題、拡大文字問題、チャエツク解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。
 (2) 出題形式は五肢択一を基本とする多肢選択形式とし、出題数は163問、総試験時間数は275分とする。
 (3) 出題基準を別途定め、試験センターのホームページ上に掲載する。

5 受験資格 次のいずれかに該当する者
 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下同じ。)若しくは専修学校の専門課程(修業年限4年以上のものに限る。)において精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下「指定科目」という。)を修めて卒業した者(令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)、学校教育法による大学院において指定科目を修めて修了した者(令和6年3月31日までに修了する見込みの者を含む。))又は大学において指定科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 なお、指定科目は次のとおり(精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める者令(平成23年文部科学省令「厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。)第1条に掲げる科目)であること。

ただし、法第7条第4号に規定する指定施設(以下「指定施設」という。)において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学する者については、①から⑨までに掲げる科目とする。
 ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会学理論と社会システムのうち1科目

- ② 現代社会と福祉
- ③ 地域福祉の理論と方法
- ④ 社会保障
- ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑥ 福祉行政と福祉計画
- ⑦ 保健医療サービス
- ⑧ 権利擁護と成年後見制度
- ⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

- ⑩ 精神疾患とその治療
 - ⑪ 精神保健の課題と支援
 - ⑫ 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)
 - ⑬ 精神保健福祉相談援助の基盤(専門)
 - ⑭ 精神保健福祉の理論と相談援助の展開
 - ⑮ 精神保健福祉に関する制度とサービス
 - ⑯ 精神障害者の生活支援システム
 - ⑰ 精神保健福祉援助演習(基礎)
 - ⑱ 精神保健福祉援助演習(専門)
 - ⑲ 精神保健福祉援助実習指導
 - ⑳ 精神保健福祉援助実習
- (2) 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信を行う学科を卒業した者を除く。))又は専修学校の専門課程(修業年限3年以上のものに限る。))若しくは各種学校(学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。))であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した者(令和6年3月31日までに1年以上従事する見込みの者を含む。))